

東京大学教職員及び新たに採用された皆様へ

助成財団等から研究者個人に対して行われる研究助成金の大学への寄附手続き  
について

東京大学では、教職員は大学で研究活動を行うために助成財団等から研究者個人に対して行われる研究助成金については、大学に対して寄附を行った上で資金を使用を行うことが大学の規則で定められており、大学に寄附を行わずに個人資金として大学内で使用（経理）することを禁止しています。

東京大学寄附取扱規則（平成 16 年 9 月 30 日付東大規則第 234 号 14 条）

東京大学寄附取扱規則の取扱いについて（平成 16 年 9 月 30 日東大研研発第 95 号 2 留意事項（17））

**このような措置を大学が取る理由**

助成財団等から研究者個人に対して行われる研究助成金に関する 1)「教職員が研究助成金を大学で使用することの正当性を確保するため」及び 2)「資金管理の手間を軽減するため」があります。

**1)「教職員が助成資金を大学で使用することの正当性を確保するため」**

研究助成金については、教職員が大学で日常的に施設・設備を使って行う研究活動において使用することとなると思いますが、寄附を行わなかった場合、その資金は「私的資金」です。

この「私的資金」のままで行う研究活動については、大学の教職員の職務としての活動にはならず、大学の施設・設備の不法な使用・占拠（私的な使用・占拠）に当たりますので、不法な行為となってしまう恐れもあります（場合によっては、人事上の懲戒処分となりうる可能性も否定できません）。

東京大学教職員倫理規程第 3 条（2）に「教職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。」と規定

国立大学法人の所有する施設・設備は、国民の税によって整備されたものですので、私的な使用・占拠を疑われないよう、助成金を大学に寄付し、大学の職務として活動を行うことで正当性を確保することが、税によって施設・設備

の整備を支援している国民に対する責務です。

## 2)「資金管理の手間を軽減するため」

助成金を個人で経理した場合は、ご承知のとおり通帳及び沢山の領収書等を個人で管理することになり研究に専念する時間が圧迫されてしまいます。大学に寄附することにより、大学の規程に基づき大学で執行していただくこととなりますので、伝票・支払いなどの資金管理の手間も軽減されます。

### 助成資金に係る教職員個人に対する税務に関して

個人に振り込まれる助成金の多くは、課税免除がされておらず、研究者の雑所得や一時所得として課税対象となることもあると言われております。(詳細は各助成財団等に確認願います。)

しかし、大学に寄附を行うことにより、当該助成金に関して、確定申告をする場合には、寄附金として申告することが可能です。

国立大学法人は公共法人ですので、東京大学に寄附することにより、寄附金控除が受けられ、一定の範囲で所得税の還付を受けることができます。また、住民税についても東京都等、一部の地方公共団体から寄附金控除適用機関として指定されておりますので、該当する場合には同様に住民税の還付を受けることができます。但し、所得税(及び住民税)の寄附金控除を受ける場合は以下の手続きが必要になります。

- ◆確定申告において、寄附金控除の申告をすること
  - ◆確定申告書に、東京大学が発行する寄附金領収書を添付すること
- (詳細は、税務署や地方公共団体にご確認願います。)

### 助成財団等から個人の口座にて入金することを求められた場合の、助成金の大学への寄附に関する手続きは、原則以下のとおりです。

- 1) 助成財団等から助成金の入金を教職員が確認(口座等で)した時点で、所属部局の事務部寄附金担当に寄附手続きを行う旨を申し出る。
- 2) 事務部から、寄附申込み関係の書類が提示されますので、関係個所に記入する。
- 3) 事務部は提出された寄附申込みについて、当該部局の寄附受入に関する手続きを行います(部局によって異なりますが、ほぼ1か月以内には完了します。)
- 4) 事務部から入金手続きの連絡があり次第、事務部から提示される方法(振

込依頼書)で入金します。

5) 事務部によって大学の指定口座に入金が確認されれば、大学の管理する助成資金として、研究活動に正当に使用することができます。

※寄附手続き、入金手続きを行う前に助成金を使用しないよう留意してください。

**不明点は必ず事務担当にご確認願います。**

財団等からの助成金は、4000以上の団体等から行われていると言われており、それらの中には、懸賞金であったり、海外渡航費用援助に対する助成金などであったり多種多様です。助成金の取扱いに不明な点(以下のような例)がある場合には、所属部局の事務部又は本部外部資金課企画チームに、必ず確認してください。

- 助成の対象が、研究に伴う海外渡航費用援助、研究業績に対する懸賞金、他団体・機関等と開催するシンポジウム開催援助であるか、確認できない。
- 助成方法が精算払いとされていて寄附手続きの有無・時期・方法が不明。
- 助成資金の使用場所が大学以外となるのか確定できない。

**【本件問い合わせ先】**

本部研究推進部 外部資金課企画チーム

内線：22351 メール：[g-kikaku@adm.u-tokyo.ac.jp](mailto:g-kikaku@adm.u-tokyo.ac.jp)

(東大ポータル便利帳の研究推進部外部資金課に関連情報がありますので、ご参照ください。)

## 助成財団等から研究者個人に対して行われる研究助成金の大学への寄附手続きについて

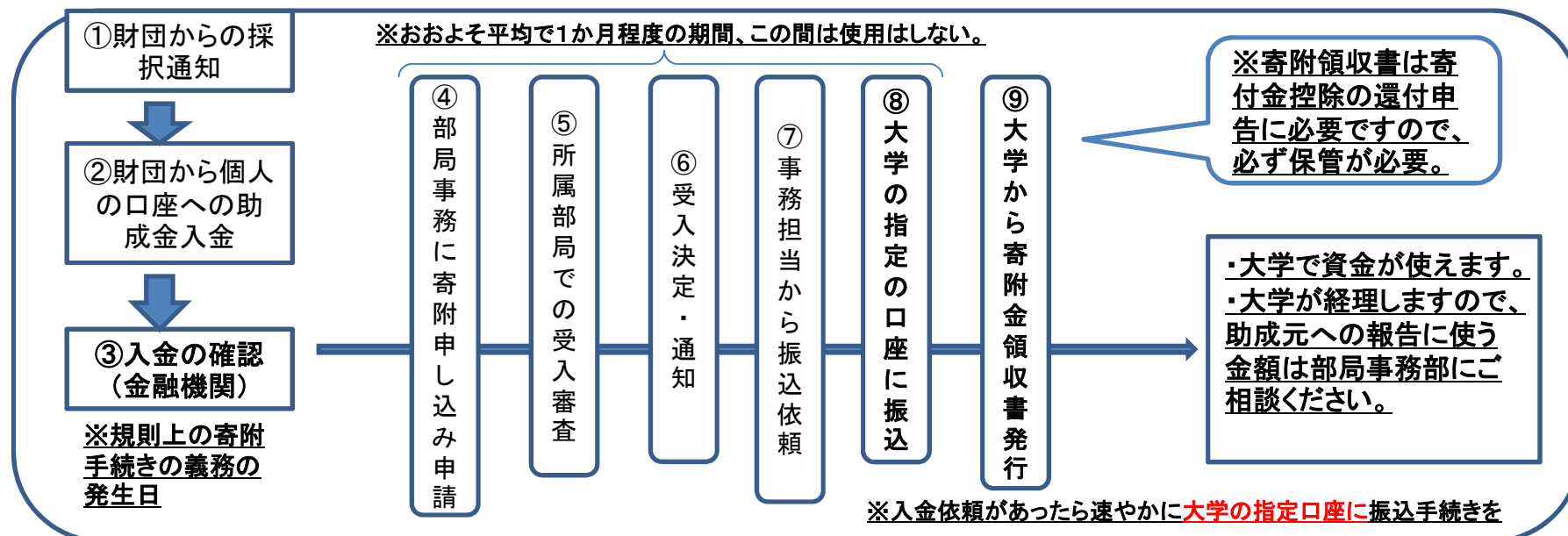
### 教職員が助成資金を大学で使用することの正当性を確保するため

- ・私的資金による大学の施設・設備の不法使用・占拠(不法行為)の防止
- ・「教職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。」東京大学教職員倫理規程第3条(2)
- ・大学資金として施設・設備を使用し、研究活動を行うことが施設・設備の整備負担者である国民への責務

### 資金管理の手間を軽減するため

通帳及び沢山の領収書を個人で管理することになり研究に専念する時間を圧迫。

### 大学への寄附手続きのフロー(財団等から個人の口座にて管理することを求められた場合)



※不明な点があれば、必ず、所属部局事務部又は本部外部資金課企画チーム(内線22351)へ